

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山 名 宗 悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 柏尾地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月12日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	1経営体
	集落営農	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手は、いるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・対象地域の農地所有者は、農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

現在は、生産調整のため、ブロックローテーションにより、水稻と保全管理を隔年により実施しているが、平成30年産からは、行政からの生産目標面積の配分もなくなり、農地を守るためにも水稻作を実施する。また、認定農業者の廣納佳則氏も醸造用玄米（酒米）にも取組み、面積拡大を図る。更に飼料用米についても検討する。

【担い手について】

現在は、認定農業者の廣納佳則氏が、柏尾地区の一部の農地を含め利用権の設定を行い経営を行っている。その他の農地については、個人経営であるが、田植えは、柏尾営農組合、収穫作業については、東柏尾営農組合が行っている。また、担い手の神崎営農は小規

模であるので、オペレータ・補助員の確保を区内でも行う。

【農地の出し手】

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。

また、畦畔管理が一番の課題であるので、農地の出し手は、草刈、水管理等できる範囲で協力する。

【農地の保全】

・農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い。獣害を最小限に抑える。

補助メニュー：鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金